記

制定された日本工業規格

土工機械―遠隔操縦の安全要求事項　A8408

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成24年６月22日をもって満了した。

平成 24 年６月 25 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成21年度国家公務員採用Ｉ種試験

平成24年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成24年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 25 日

工業所有権審議会会長　野間口　有

１　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験期日等　平成24年10月28日（日）

時間割等については、受験者に対して別途通知する。

４　受験地

東京　國學院大學　渋谷キャンパス　〔東京都渋谷区東４―10―28〕

大阪　大阪経済大学　〔大阪府大阪市東淀川区大隅２－２－８〕

５　受験手続

⑴　提出書類等

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）

三　出願前３ヶ月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所にはり付けること。）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所にはり付けること。）

⑵　受験願書の交付

一　平成24年度研修修了者に対しては、日本弁理士会を通じて交付

二　既に研修を修了している者の受験願書の交付

・直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて平成24年９月３日（月）から平成24年９月27日（木）まで交付する。(ただし、休日・祝日は除く。)

・郵送による受験願書の請求

返信用の封筒（定形封筒（長形３号、120㎜×235㎜）を用い、受験願書の送付を受ける先を明記して、90円の郵便切手をはり付けること。)を添えて、「〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二係」あて平成24年９月３日（月）から平成24年９月20日（木）までに（必着）請求すること。

⑶　受験願書等の提出

一　出願の期日　平成24年９月17日（月）から平成24年９月27日（木）までの間。

二　郵送による受験願書等の提出　「郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁内　工業所有権審議会会長」あてに、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書の上、書留、簡易書留にて郵送すること。受験願書等は、平成24年９月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

※受験願書は郵送のみの受付となっており、特許庁及び日本弁理士会に直接持参しても受け付けないため、注意すること。

６　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

訟務

訟務事項

押収物還付公告の取消

東京区検察庁検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成24年４月４日官報（号外第78号）８ページ３段掲載平成23年検第21524号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反被告事件（平成23年領第3581号・平成23年庁外領第6605号）

有権者申出方

元当局所属公証人大久保慶一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 24 年６月 25 日　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成24年６月15日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年６月 25 日

盛岡地方法務局長　小鹿　　愼

記

氏名　権頭　輝男

所属する司法書士会　岩手県司法書士会

登録番号　岩手第135号

事務所の所在地　岩手県北上市本通り三丁目２番15号

違反行為　本人確認義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 24 年６月 25 日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第３号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年６月25日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成21年10月12日ころから平成22年９月29日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

中村大輔が単独又は数名と共謀の上、駐車中の車両内からカーナビゲーションを窃取した行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

（主な犯行態様）上記期間ころ、大阪府又はその近隣府県において、駐車場等に駐車中の車両の窓を割るなどして、車内からカーナビゲーションを窃取する。

５　開始決定の時における給付資金の額　金179万8,913円

６　支給申請期間　平成24年６月25日から同年８月24日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　大阪地方裁判所堺支部

⑵　裁判年月日　平成23年10月17日

⑶　確定年月日　平成23年11月１日

⑷　被告人氏名　中村　大輔

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、平成21年11月27日から平成22年７月21日までの間、70回にわたり、株式会社ジェイボーイ等３店をして、東京都新宿区西新宿２丁目１番１号株式会社ジャパンネット銀行本店営業部に開設された被告人が管理する他人名義の普通預金口座等４口座に、財産上の不正な利益を得